

## IV 盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領等について

### 1 盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程

#### 【教育のねらい】

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育とともに、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な教育を行い、一人一人の能力と可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培う。

#### 【教育課程の構成】

盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程は、幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害に基づく種々の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成されている。

なお、知的障害養護学校の各教科については、独自に示されている。

	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる領域等	障害に基づく困難の改善・克服のための領域
幼稚部	各領域（健康、人間関係、環境、言語、表現）	<b>自立活動</b>
小学部	各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間 (知的障害養護学校は、各教科、道徳、特別活動)	<b>自立活動</b>
中学部	必修教科、選択教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間 (知的障害養護学校は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間)	<b>自立活動</b>
高等部	各教科・科目、特別活動、総合的な学習の時間 (知的障害養護学校は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間)	<b>自立活動</b>

### 2 盲学校、聾学校及び養護学校の指導要領の改訂について

現行の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領は、平成11年に告示され、幼稚部は平成12年度から、小・中学部は平成14年度から全面実施され、高等部は平成15年度から学年進行で実施されている。

### （基本方針）

- 幼・小・中・高等学校に準じた改善を図る。
- 障害の重度・重複化等を踏まえ、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を一層充実する。

### （前回からの改善）

#### ア 障害の重度・重複化への対応

##### （１）養護・訓練の改善

- ①自立を目指した主体的な活動を一層推進する観点から、目標にその旨を明記し、内容についても、コミュニケーションや運動・動作の基本的技能に関する指導等が充実されるよう改善。
- ②「自立活動」への名称の変更。
- ③障害の状態等に応じた個別の指導計画の作成について規定。

##### （２）高等部の訪問教育に係る規定を整備

#### イ 早期からの適切な対応（特殊教育に関する相談体制の充実）

- ①幼稚部において３歳未満の乳幼児を含む教育相談に関する事項を規定。

#### ウ 職業的な自立の推進等

##### （１）知的障害養護学校の新設教科（学校の実態に応じて設置できる）

- ①社会の変化等に対応するため、中学部及び高等部に「外国語」を新設。
- ②職業教育を充実する観点などから、高等部に「情報」及び「流通・サービス」を、それぞれ選択教科として新設。

##### （２）盲学校及び聾学校の専門教科・科目

- ①学校が特色ある教育課程を編成できるよう科目構成を大綱化。

##### （３）コンピュータや情報通信ネットワークの活用

- ①情報化に対応した資質・能力を身につける教科「情報」の新設
- ②各教科等を通じたコンピュータや情報通信ネットワークの積極的活用

##### （４）企業等における就業体験の機会の促進

- ①教育課程の編成の一般方針として、就業にかかわる体験的な学習の指導を適切に行うことを示す
- ②全ての学科において、就業体験の機会の確保について配慮すべきことを明記

##### （５）交流教育

- ①交流教育の意義を一層明確に規定。（幼稚園教育要領、小・中・高等学校学習指導要領等では障害のある幼児児童生徒との交流について示す。）

### 3 教育課程の基準の改善

中央教育審議会では、平成13年1月以降、教育課程部会を常設し、教育課程の実施状況の検証と不断の見直しを行ってきたところ。

本年2月には、教育課程部会におけるこれまでの審議経過を「審議経過報告」としてとりまとめ公表。

現在、「審議経過報告」を踏まえつつ、学習指導要領全体の見直しについて、各学校種ごと、各教科ごとに部会を設け審議を行っている。

特別支援教育に係る教育課程の改善については、教育課程部会の下に、「特別支援教育専門部会」を設置し、教育課程部会の審議経過報告、中央教育審議会答申（平成17年12月8日）等を踏まえ、以下のような事項について幅広い視点から審議を進めている。

#### （主な検討事項例）

- 1 社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化や多様化等に対応した教育課程の改善
- 2 特別支援学校における効果的かつ弾力的な教育課程編成
- 3 特別支援学校が地域の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校への支援などを行うセンター的機能の在り方
- 4 一人一人のニーズに応じた指導を推進するための「個別の指導計画」、関係機関との連携を図るための「個別の教育支援計画」の在り方
- 5 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を促進する観点からの職業教育等の充実
- 6 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等において、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある幼児児童生徒等への指導の充実
- 7 障害のある幼児児童生徒等と障害のない幼児児童生徒等との交流及び共同学習の推進

## 関係機関等との連携 (個別の教育支援計画の策定)

### 新「障害者プラン」(重点施策5カ年計画)

- **新「障害者基本計画」**:平成14年12月に閣議決定  
計画の性格:障害者基本法で策定を義務づけられた法定計画  
計画期間:平成15年からの10カ年

**障害のある子ども一人一人のニーズに応じた支援体制を構築**  
教育、福祉、医療、労働等の幅広い観点から適切な支援を行う支援計画の策定など

### 前期5年間の重点実施計画

- **新「障害者プラン」**  
盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する。